平成２６年（フ）第９９８５号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目４―14―702
債務者　岩井蒼一郎
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９８６号
東京都中野区弥生町６丁目10―３　第２富士荘203
債務者　川嶋　義弘
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９８７号
東京都品川区大井６丁目15―21―102
債務者　伊藤トミヱ
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９８８号
東京都小金井市貫井北町１丁目６―20―502
債務者　濱武　正臣
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９３６号
東京都江戸川区西葛西４丁目３―９―201
債務者　黛　　智子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４５号
静岡県焼津市中新田1270番地の１　オリーブハウスＢ202号
債務者　坂内　亮一
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４４４号
静岡市葵区鷹匠１丁目14番26―50Ｃ号、旧住所静岡市駿河区中田３丁目１番43―304号
債務者　金木　行子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４８６号
千葉市美浜区幸町２丁目13番３棟404号
破産者　林　亜音里
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４６０号
埼玉県上尾市大字原市3936番地14
破産者　ＳＨＩＮＫＯ株式会社
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５４４号
千葉市花見川区天戸町35番地の２
破産者　株式会社皆吉食品トーフセンター
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３５８号
千葉県船橋市七林町438番地42　林コーポ七林203号
破産者　櫻井　　優
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４２９号
千葉市稲毛区園生町229番地13　レオパレスかすみ草108号、申立時の住所千葉市稲毛区山王町33番地１　アネスト101号
破産者　清野　壽夫
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４５８号
千葉県船橋市丸山１丁目38番６号　ワークス馬込沢８号
破産者　大沢　満男
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５２９号
千葉市花見川区畑町883番地　シャンフルール106号
破産者　山本　宏信
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９６号
千葉県大網白里市みやこ野１丁目５番地85
破産者　株式会社Ｋｏｇａ　Ｆａｃｉｌｉｔｉｅｓ’　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１５２号
奈良県御所市大字室94番地の１
破産者　有限会社秋津建材社
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
北海道小樽市花園２丁目５番18号
破産者　有限会社ＯＫカラー写真
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第３１６号
さいたま市浦和区元町１丁目27番19号
破産者　ニート株式会社
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５６９号
埼玉県南埼玉郡宮代町中央３丁目10番37号
破産者　有限会社コウケン
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係